

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 令和元年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<令和元年の給与勧告のポイント>

- 令和元年度の給料及びボーナスを引上げ
 - ・民間給与との較差を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ
 - ・ボーナスを0.05月分引上げ、勤勉手当に配分
- 新たな職の設置に伴う給与の改定
 - ・主幹教諭の設置に伴い教育職の給料表に級を新設

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所116事業所について、平成31年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成31年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成31年4月の民間給与(A)	平成31年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
374,912円	374,520円	392円 (0.10%)

(4) 特別給（ボーナス）

平成30年8月から令和元年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.50月分	4.45月分	0.05月分

イ 平成31年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施

(4) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じて初任給及び若年層の給料月額を引上げ（平均改定率0.1%）

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 実施時期

平成31年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
374,520円	360円	374,880円

参考（行政職給料表）

職員数 3,919人
平均年齢 43.3歳
平均勤続年数 19.2年

・改定額（360円）の内訳

給料	はね返し分(注)	計
343円	17円	360円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 < 勧告 >

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分
(4.45月分 → 4.50月分)

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
令和 元年度	期末手当	1.30 月（支給済み）	1.30 月（改定なし）	2.60 月（改定なし）
	勤勉手当	0.925 月（支給済み）	0.975 月（現行0.925月）	1.90 月（現行1.85月）
	計	2.225 月（支給済み）	2.275 月（現行2.225月）	4.50 月（現行4.45月）
令和 2年度 以降	期末手当	1.30 月	1.30 月	2.60 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月
	計	2.25 月	2.25 月	4.50 月

b 実施時期

令和元年12月1日

ウ 新たな職の設置に伴う給与の改定

(7) 改定の内容

- ・ 主幹教諭の設置に伴い、高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるものを含む）、中学校教育職員給料表及び小学校、中学校等教育職員給料表に特2級を新設
- ・ 職務の級が特2級である教育職員については、教職調整額を支給
- ・ 副校長及び主幹教諭の諸手当については、他の教育職員との均衡を考慮して、所要の措置

(イ) 実施時期

令和2年4月1日

エ 公務運営の改善

(7) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用I種試験において、受験年齢制限の緩和、一般行政職特別枠の導入等、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたが、さらに平成30年度から、I種試験（一般行政職、警察事務職）の専門試験を4分野からの選択制にするなど、幅広い分野の人材が受験しやすいよう、見直しを実施
- ・ 障害者雇用については、令和元年度は障害者試験の対象を、従来の身体障害者に加え、精神障害者、知的障害者にも拡充。今後も、各任命権者において、計画的な採用を積極的に進めていくことが必要

(イ) 女性職員の活躍推進

- ・ 各任命権者において、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組を実施
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、受験者確保に取り組んできたところであり、今後も任命権者と連携しつつ、有為な女性の確保のため、より効果的な人材確保策を推進していくことが必要
- ・ 今後さらに、各任命権者において、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備等、行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的な取組を進めていくことが必要

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていくことが必要
- ・ 各任命権者において、人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めるべき

(イ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ これまで定年退職する職員が希望する場合は、再任用を行うことで対応してきたところであるが、人事院が平成30年に行った意見の申出を踏まえ、今後、定年の引上げに関する具体的措置等について、国や他の都

道府県の動向等を注視しつつ、検討していくことが必要

(オ) 勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 平成31年4月に、人事委員会規則を改正し、職員に対する超過勤務命令の上限時間等を設定。各任命権者においては、超過勤務の縮減の重要性を十分に認識した上で、規則を遵守していくことが重要
- ・ 多忙化する教職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている教育委員会では、「和歌山県運動部活動指針」の周知徹底や部活動指導員の配置がなされるなど、教職員の負担軽減のための取組を実施
- ・ 各任命権者は、今後とも、適切な勤務時間の管理にさらに努めるとともに、長時間勤務の要因を分析し、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的取得の促進に取り組むことが必要

b 柔軟な働き方の推進

- ・ 任命権者においては、サテライトオフィス勤務等、ICTを利用して、時間や場所を有効に活用する取組等が実施されており、今後もワーク・ライフ・バランスの実現及び公務能率の向上に向けて、一層積極的に推進していくことが必要

c 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 少子高齢化が進む中、誰もが活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児や介護を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう勤務環境を整備していくことが求められている
- ・ 男性職員が育児参加しやすい職場環境づくりへの取組が推進されているが、今後とも、各任命権者は、職員全体の更なる意識啓発を図るとともに、職場におけるサポート体制を整えていくことが必要

d 心の健康づくりの推進

- ・ 各任命権者において、精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェックなど、幅広い取組を実施
- ・ 職員のストレスチェックの受検率をより一層高めることにより、メンタル不調の早期発見に努めることが必要

e 会計年度任用職員について

- ・ 会計年度任用職員の募集及び採用に当たっては、その職務内容に応じた客観的な能力の実証を行うとともに、給与等を含む勤務条件に関しては、地方公務員法第24条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、適切な制度の整備が必要
- ・ 各任命権者は、会計年度任用職員について、他の職員との権衡等を考慮しながら、任用、給与、勤務条件等に関する規定を整備し、これを適切に運用するとともに、制度の円滑な推進に努めることが必要

(カ) 服務規律の確保

- ・ 各任命権者は、事案が発生した場合は、その事案について、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のため、実効性のある取組を行うとともに、研修の実施などによる定期的・継続的な意識啓発を引き続き進めていくことが必要
- ・ 職員は、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観を保持しながら、服務規律を遵守することが求められる

(2)報告資料

ア 職員の給与（平成31年4月1日現在）

(ア) 職員の給与表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成30年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
一般職員	全	14,378	△ 67	3,579	30	16	336	2,701	5,192	15	2,509
	行政職	3,919	△ 13	3,082	30	16	289	184	-	15	303
	研究職	211	2	167	-	-	27	-	-	-	17
	医療職(1)	28	1	28	-	-	-	-	-	-	-
	医療職(2)	96	△ 5	93	-	-	-	3	-	-	-
	医療職(3)	209	△ 6	209	-	-	-	-	-	-	-
	学校栄養職員	19	1	-	-	-	-	-	19	-	-
	学校事務職員	278	△ 10	-	-	-	-	-	278	-	-
	計	4,760	△ 30	3,579	30	16	316	187	297	15	320
	高等学校等教育職員	2,461	△ 15	-	-	-	-	2,461	-	-	-
教育職員	県立中学校教育職員	53	△ 1	-	-	-	-	53	-	-	-
	市町村立小・中学校等教育職員	4,915	△ 27	-	-	-	20	-	4,895	-	-
	計	7,429	△ 43	-	-	-	20	2,514	4,895	-	-
	警察官	2,189	6	-	-	-	-	-	-	-	2,189

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表		区分	適用人員	平均年齢	平均勤続年数
			人	歳	年
全			14,378	41.6	17.4
一般職員	行政職		3,919	43.3	19.2
	研究職		211	42.5	16.2
	医療職(1)		28	44.2	8.2
	医療職(2)		96	41.8	15.2
	医療職(3)		209	45.2	17.6
	学校栄養職員		19	41.8	18.7
	学校事務職員		278	42.2	22.4
	計		4,760	43.3	19.0
教育職員	高等学校等教育職員		2,461	43.5	18.5
	県立中学校教育職員		53	39.5	14.9
	市町村立小・中学校等教育職員		4,915	40.9	16.3
	計		7,429	41.8	17.1
警察官			2,189	37.3	14.9
平成30年4月 全			14,445	42.0	17.8

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

給料表	区分	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
		%	%	%	%	%	%	
全		100.0	79.9	7.2	12.8	0.1	61.4	38.6
一般職員	行政職	100.0	75.1	8.0	16.6	0.3	75.9	24.1
	研究職	100.0	94.8	2.8	2.4	-	79.1	20.9
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	67.9	32.1
	医療職(2)	100.0	82.3	17.7	-	-	54.2	45.8
	医療職(3)	100.0	37.3	50.2	12.4	-	34.9	65.1
	学校栄養職員	100.0	47.4	52.6	-	-	-	100.0
	学校事務職員	100.0	0.7	35.3	64.0	-	34.2	65.8
	計	100.0	70.2	11.5	18.0	0.2	71.0	29.0
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	96.0	3.7	0.2	-	52.9	47.1
	県立中学校教育職員	100.0	98.1	1.9	-	-	66.0	34.0
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	92.3	7.7	0.0	-	43.5	56.5
	計	100.0	93.6	6.3	0.1	-	46.8	53.2
警察官		100.0	54.8	0.6	44.5	0.0	90.0	10.0
平成30年4月 全		100.0	79.6	7.6	12.7	0.1	61.8	38.2

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

(工)職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表		給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計
		円	円	円	円	円	円
全		344,348	9,448	12,826	366,622	12,565	379,187
一般職員	行政職	333,219	11,050	16,030	360,299	14,221	374,520
	研究職	347,366	12,820	12,973	373,159	15,430	388,589
	医療職(1)	442,104	10,411	79,039	531,554	367,692	899,246
	医療職(2)	319,123	8,693	9,291	337,107	8,532	345,639
	医療職(3)	340,924	8,837	6,487	356,248	3,672	359,920
	学校栄養職員	302,726	2,947	7,254	312,927	6,288	319,215
	学校事務職員	318,231	6,299	7,644	332,174	6,350	338,524
	計	333,543	10,670	15,186	359,399	15,284	374,683
教育職員	高等学校等教育職員	378,919	8,991	13,094	401,004	9,327	410,331
	県立中学校教育職員	353,686	10,217	13,706	377,609	12,094	389,703
	市町村立小・中学校等 教育職員	351,005	6,752	9,729	367,486	13,016	380,502
	計	360,270	7,519	10,872	378,661	11,787	390,448
警察官		313,803	13,335	14,325	341,463	9,285	350,748

平成30年4月 全	345,912	9,274	12,791	367,977	12,284	380,261
行政職	333,806	11,175	15,974	360,955	14,129	375,084

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」を含む。

イ 民間給与関係

(ア) 職種別民間給与実態調査の概要

令和元年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成31年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

c 調査の範囲

(a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所281事業所

(b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

d 調査対象の抽出

(a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

(b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

e 集計

(a) 調査実人員

初任給関係397人（行政職に相当する調査実人員315人）、初任給関係以外の調査職種5,803人（行政職に相当する調査実人員4,961人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は16,005人であり、行政職に相当するものは、10,869人である。）

(b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	116	5	8	13	31	59	45	49	22
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	6	-	-	-	2	4	3	3	-
製造業	54	4	2	4	18	26	12	31	11
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業、郵便業	22	-	2	4	4	12	11	3	8
卸売業、小売業	4	-	1	-	1	2	1	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	7	-	1	1	2	3	5	2	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	23	1	2	4	4	12	13	8	2

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が4所、調査不能の事業所が13所あった。
- 2 調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所4所を除いた129所に占める調査完了事業所116所の割合（調査完了率）は、89.9%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	205,790	213,349	198,065	※ 186,308
	短大卒	189,978	※ 190,746	※ 188,563	—
	高校卒	168,117	※ 170,514	166,092	※ 163,483

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

(工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成31年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職	支店長	9	51.8	726,100	1,768	724,332	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	50.7	800,473	2,566	797,907	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	54.2	561,435	-	561,435	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	10	49.8	637,862	151	637,711	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	7	51.8	706,353	251	706,102	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	3	46.9	534,769	-	534,769	
	事務部長	145	52.8	567,244	5,469	561,775	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	108	52.4	593,221	6,450	586,771	
	短大卒	10	53.0	512,576	10,270	502,306	
高校卒	27	54.0	504,599	1,005	503,594		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	94	53.0	637,707	2,026	635,681	同 上	
大学卒	65	53.4	674,468	1,467	673,001		
短大卒	7	54.5	617,634	244	617,390		
高校卒	21	51.9	541,299	4,352	536,947		
中学卒	1	X	X	X	X		
事務部次長	82	52.0	545,251	978	544,273	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)	
大学卒	71	51.9	557,576	893	556,683		
短大卒	5	52.3	541,385	-	541,385		
高校卒	6	52.4	438,928	2,335	436,593		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	36	52.0	526,971	2,538	524,433	同 上	
大学卒	21	51.2	571,786	558	571,228		
短大卒	4	56.3	501,840	339	501,501		
高校卒	11	51.6	463,447	6,565	456,882		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	361	49.7	530,478	11,193	519,285	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	250	48.5	530,026	9,503	520,523		
短大卒	25	49.5	462,152	38,553	423,599		
高校卒	86	52.5	550,354	7,637	542,717		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長	257	49.5	531,477	6,261	525,216	同 上	
大学卒	153	49.1	563,318	6,975	556,343		
短大卒	30	49.7	530,443	3,750	526,693		
高校卒	72	50.0	466,007	5,918	460,089		
中学卒	2	55.0	619,950	-	619,950		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成31年4月分平均支給額をXとしている。

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査人員	平均年齢	平成31年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 種	事務課長代理	301	46.3	456,894	24,380	432,514	<ul style="list-style-type: none"> ・前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・課長に直属し部下4人以上を有する者 ・職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 ・中間職(課長一係長間)
	大学卒	216	44.9	458,849	24,484	434,365	
	短大卒	23	47.2	452,775	55,015	397,760	
	高校卒	61	50.4	448,582	16,869	431,713	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術課長代理	112	47.9	496,167	59,872	436,295	同上
	大学卒	66	46.4	507,167	70,705	436,462	
	短大卒	15	47.6	476,947	65,713	411,234	
	高校卒	31	51.0	480,890	34,346	446,544	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	345	46.0	439,984	61,989	377,995	係の長及び係長級専門職
	大学卒	168	43.5	433,034	67,358	365,676	
	短大卒	36	45.6	387,846	47,270	340,576	
	高校卒	140	48.9	462,974	60,554	402,420	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	技術係長	332	45.8	534,988	90,339	444,649	同上
	大学卒	147	42.1	517,752	76,202	441,550	
	短大卒	42	45.6	489,616	101,925	387,691	
	高校卒	137	50.1	568,172	103,955	464,217	
	中学卒	6	48.1	489,564	107,294	382,270	
事務主任	317	41.8	333,569	33,851	299,718	<ul style="list-style-type: none"> ・係長等のいる事業所における主任 ・係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 ・係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 ・中間職(係長一係員間) 	
大学卒	171	38.4	344,342	40,275	304,067		
短大卒	44	45.1	318,362	34,339	284,023		
高校卒	100	45.7	324,588	24,184	300,404		
中学卒	2	34.9	263,745	37,202	226,543		
技術主任	271	43.8	501,764	105,493	396,271	同上	
大学卒	111	39.3	413,134	89,629	323,505		
短大卒	40	42.7	431,362	104,902	326,460		
高校卒	120	47.2	580,768	116,646	464,122		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,279	36.5	297,182	33,176	264,006		
大学卒	685	33.6	294,364	33,523	260,841		
短大卒	213	39.4	286,088	29,145	256,943		
高校卒	380	40.2	308,519	34,836	273,683		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術係員	1,010	33.1	353,372	77,031	276,341		
大学卒	522	33.9	368,573	84,178	284,395		
短大卒	183	29.7	344,920	83,368	261,552		
高校卒	304	34.9	334,637	58,736	275,901		
中学卒	1	X	X	X	X		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	374,912 円	374,520 円	392 円 (0.10%)